

## 後期高齢者医療に関する事務 全項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続きによる  
意見を踏まえた修正  
・印＝その他の修正

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
全般	政策経営部情報政策課	<u>総務部</u> 情報政策課	・組織改正のため。
P62 Ⅲ(1)(2) 3. リスク3 リスクに対する措置 の内容	・委託業者については、契約に基づき、委託業者が従事者に対して個人情報保護に関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は教育の実施について履行確認を行う。	・委託業者については、契約に基づき、委託業者が従事者に対して <u>杉並区が定めた</u> 個人情報保護に関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は <u>当該</u> 教育の実施について履行確認を行う。	・委託業者が従事者に対して行う個人情報保護に関する教育の内容は区が定めたものであることを、より明確に記載することとしたため修正する。
P64 Ⅲ(1)(2) 4. その他の措置の 内容	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <p>【システム運用業務】</p> <p>システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。</p> <p>【設計・運営業務】</p> <p>運営業務を行う執務室内では、管理基準及び情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルにより携帯電話、カメラ等の使用を禁止しているとともに、メモ用紙類の取扱いについてもルールを定める。</p>	<p>&lt;後期高齢者医療システムにおける措置&gt;</p> <p>【システム運用業務】</p> <p>システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。</p> <p>【設計・運営業務】</p> <p>運営業務を行う執務室内では、管理基準及び情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルにより携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。また、メモ用紙類の取扱い<u>その他運営業務における情報管理ルールについて、情報セキュリティマニュアルに</u>定める。</p>	・“携帯電話、カメラ等の使用禁止”は、運営業務における情報管理ルールの一部であり、情報セキュリティマニュアルには情報管理ルール全般が規定されていることをより明確に記載することとしたため修正する。